

就職活動について(就労支援)

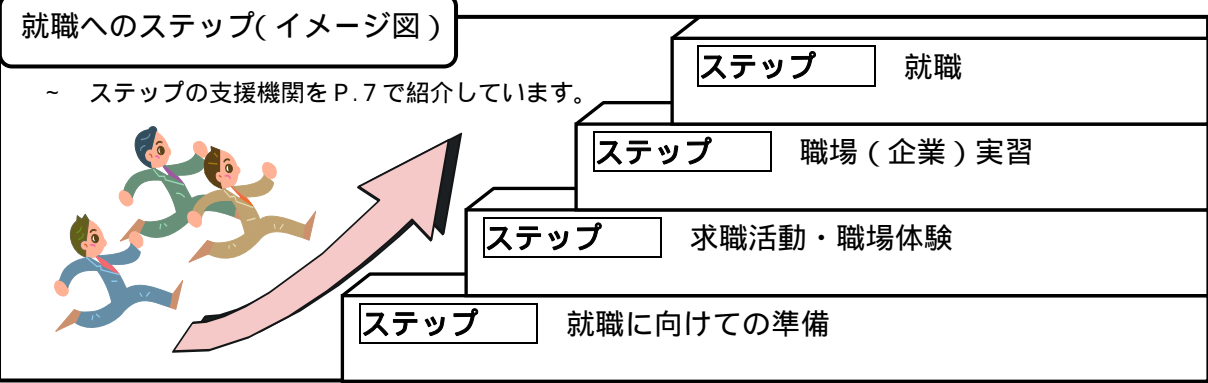
発達障がいの方の中にも、自分の特性(得意なこと・苦手なこと)をよく知り、自分にあった仕事につき、職場の方々の理解によって会社の戦力となり、働いている方がたくさんいます。

就職活動について

ハローワークで相談してください。相談には一般相談窓口と障がい者が相談できる専門相談部門窓口があります。障がい特性に応じた相談を希望される場合は、専門相談部門の窓口で相談してください。(7ページで紹介)

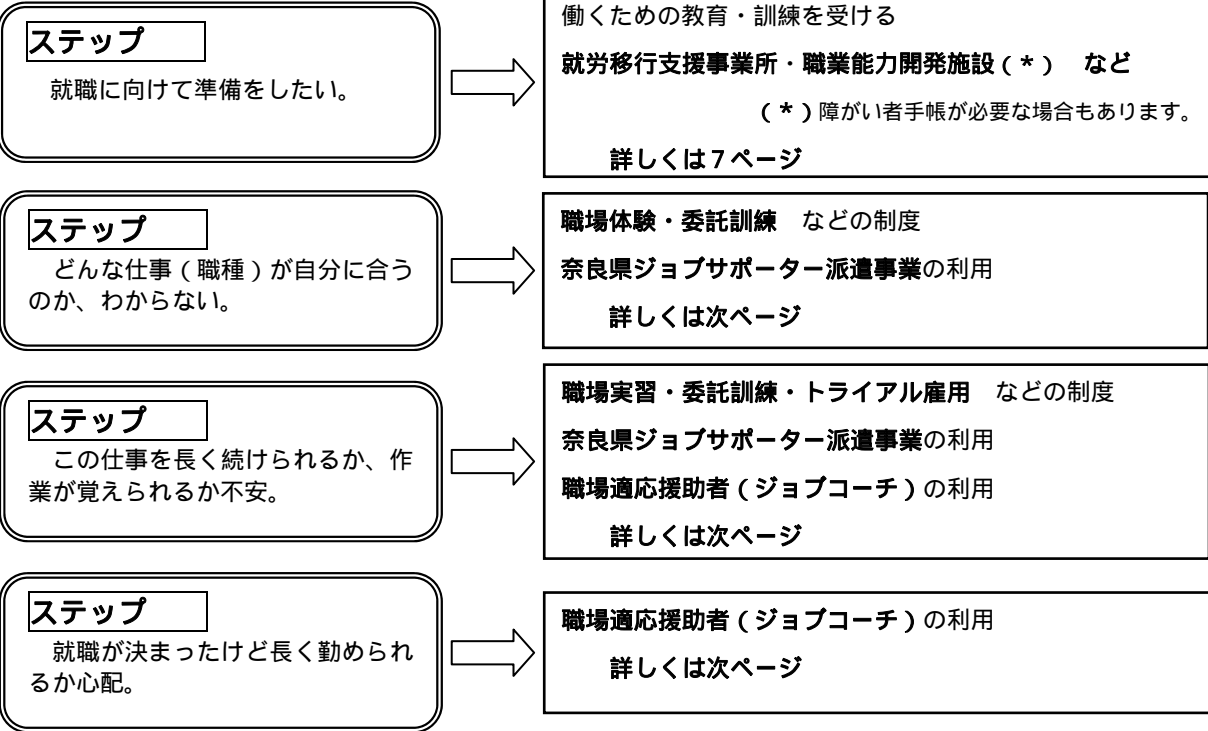
就職活動に向けて

ハローワークに相談しても、なかなか就職が決まらない、どんな仕事についたらよいかわからない、採用が決まらない、履歴書の書き方がわからない、仕事が長続きしないなど困っている人は、様々な役割の持った就労支援機関(7ページで紹介)がありますので利用してみましょう。また就職までには、いくつかのステップがあります。相談しながら、ステップに応じた支援を受けることができます。



発達障がいの診断を受けた方が利用できる就労支援(発達障がいの診断書が必要)

例えば・・・



障がい者雇用について

事業主が障がい者に限定した求人をハローワークに出すことがあります。

ハローワークの専門相談部門の窓口で相談しましょう。

障がい者雇用とは？

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、従業員56人以上の事業主は障がい者を1名以上雇用しなければならない（平成24年3月現在）と義務づけられています。

（障がい者）手帳もしくは、発達障がいの診断書を受け、かつ条件がそろえば、以下の「就労支援・制度」が使える場合があります。詳しくは、関わっている支援機関か、問い合わせ先にご相談ください。

就労支援・制度	内容	問い合わせ先
職場体験や職場実習	職場体験：実際の企業の職場を体験して、自分の適性や課題を考えることができます。 職場実習：職場で実習することで仕事の内容や環境が自分に合っているか考えることができます。	お住まいの地域の 障害者就業・生活支援センター
障害者の態様に応じた多様な委託訓練 （障がいに合わせた いろいろな訓練）	いろいろな企業の職場を活用して、その仕事に求められる技能や仕事の姿勢などを習得するための訓練をします。	ハローワーク専門相談部門
奈良県ジョブサポーター派遣事業	職場体験・職場実習などの訓練期間中、通勤や休憩時間の過ごし方や質問の仕方など、あなたをサポートします。	お住まいの地域の 障害者就業・生活支援センター
トライアル雇用 ステップアップ雇用	3か月間実際に働いてみて 障がいのある方と会社の方、両方の理解を深めて、この会社で長く働けるかを考えることができます。 短時間(週10～20時間未満)就労から徐々に時間を伸ばし、週20時間以上働くことを目指していく方が利用できます。	お住まいの地域の ハローワーク
職場適応援助者支援 (ジョブコーチ)	就職してから仕事や職場に慣れるためにあなたと会社の間に入り、お互いに安心して働くための様々な調整をします。	障害者職業センター
発達障害者雇用 開発助成金(発開金)	ハローワークの紹介により、(障がい者)手帳を持たない発達障がい者を雇う企業に対し、国から企業に一定期間助成金が支払われるものです。 発達障がいのある方の就職を後押しします。	お住まいの地域の ハローワーク

上記各機関の連絡先は7ページへ